

法人代表者 様
関係施設 施設長 様

横浜市健康福祉局障害施策推進課長

障害者施設、障害福祉サービス事業所等における防災対策の徹底について（依頼）

日頃から、本市障害者福祉行政に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、台風14号の影響により18日にかけて西～北日本の広い範囲で大雨となる所がある見込みです。各施設におかれましては、日頃から非常災害対策に取り組んでいただいているところですが、土砂災害や河川の増水、氾濫、低い土地の浸水に、厳重な警戒をお願いします。

特に、障害者施設等は、避難行動に時間を要する方が多数利用されていることから、「警戒レベル3（高齢者等避難）」が発令された場合は、躊躇なく避難するなどの対応をよろしくをお願いします。

なお、災害時に備えて「非常用電源の動作確認や燃料の確保」及び「備蓄した食糧等物資の確認や確保」についても合わせてをお願いします。

次のような被害が発生した場合は、次のURL又は二次元バーコードから回答フォームへアクセスし報告願います。

※人命に係わる被害や建物への重大な被害が生じた場合は、その他の手段も活用し速やかに御連絡願います。

<https://www.e-shinsei.city.yokohama.lg.jp/yokohama/uketsuke/dform.do?id=1625275731612>



- 人的被害があった場合（利用者・職員いずれも報告対象）
- 建物に被害があった場合
- 他施設等へ避難した場合
- 停電、断水が発生した場合
- しばらくの間、事業所の運営が続けられない状況が発生した場合

- 担当： ○日中活動系サービス（通所）・障害者支援施設
障害施設サービス課施設等運営支援係 045-671-3607
- 共同生活援助（グループホーム）
障害施設サービス課共同生活援助担当 045-671-3565
- 障害者地域活動ホーム、多機能型拠点、精神障害者生活支援センター
障害者地域活動支援センター、短期入所
障害施設サービス課地域支援施設係 045-671-2416
- 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、入浴サービス、移動支援
障害自立支援課居宅サービス担当 045-671-2142
- 指定特定相談 ・指定一般相談 ・自立生活援助
自立生活アシスタント、基幹相談支援センター、後見的支援制度
障害施策推進課相談支援推進係 045-671-4133

裏面あり

【災害対応に係る関係資料】

- 1 大雨注意報や洪水警報等の気象警報が発令された場合などの横浜市防災情報
『防災情報』
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/bosai/information.html>
- 2 浸水想定区域等を確認するための情報
『防災の地図』（洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ等）
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/map/map.html>
『横浜市防災計画 資料編 第4：災害警戒区域』
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/bosaikeikaku/shishin/keikaku/siryo.html>
- 3 風水害に対する備えのための情報
『台風・大雨に備えて』
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/wagaya/fusuigai/taifu/>
『警戒レベルを用いた避難勧告等の発令について』
https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/wagaya/fusuigai/taifu/keikai_level.html

【水防法、土砂災害防止法に基づく避難確保計画の作成について】 ※該当施設のみ

- 1 対応する避難確保計画の作成【義務】
未作成の施設については、避難確保計画作成マニュアル（下記URL参照）を参考に、避難確保計画を作成してください。
具体的な作成方法に関する問合せは、総務局地域防災課（電話：045-671-3456）へ
水防法及び土砂災害防止法に基づき定める施設の名称及び所在地は、下記URL内の「横浜市防災計画「資料編」のページ」で確認できます。
<避難確保計画作成マニュアル>
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/wagaya/fusuigai/20180313141643.html>
- 2 避難確保計画等の横浜市への提出【義務】
未提出の施設においては、速やかに避難確保計画を施設所在区の総務課へ提出してください（郵送または直接）。
- 3 施設掲示用避難確保計画概要の作成及び施設への掲出等【任意】
災害発生時の迅速な対応のため、「施設掲示用避難確保計画概要」を作成いただくとともに、施設内への掲示、職員への周知を図っていただきますようお願いいたします。
- 4 避難訓練の実施【義務】
作成した避難確保計画に基づき、各施設で避難訓練を実施してください。
- 5 その他
 - (1) 既に避難確保計画を作成している施設においても必要に応じて見直しを行ってください。
 - (2) 避難確保計画は、垂直避難や崖から離れた場所への避難等、実際の災害を想定し、より現実的なものとしてください。
 - (3) 避難訓練は停電や職員の確保が困難な場合なども想定して行ってください。